

特定地域型保育事業の認可および利用定員の設定に係る意見聴取について

1 意見聴取の必要性

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等を区市町村の認可事業として、保育給付の対象としている。

区市町村長が児童福祉法第34条の15第4項の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、また、認可された家庭的保育事業等（＝地域型保育事業）を子ども・子育て支援新制度のもとで保育給付の対象とする「確認」を行うために利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、子ども・子育て支援に係る審議会の意見聴取を行うこととなっている。

このため、平成31年4月に新設予定の特定地域型保育事業の認可および利用定員の設定について、別紙のとおり練馬区子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

参照条文（一部抜粋）

（児童福祉法第34条の15第4項）

市町村長は、第2項の認可〔注：国、都道府県および市町村以外の者が家庭的保育事業等を行うために必要な市町村長の認可〕をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（子ども・子育て支援法第43条第3項）

市町村長は、特定地域型保育事業の利用定員を定めるときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

「認可」とは

国、都道府県および市区町村以外の者から家庭的保育事業等を行うための認可の申請があったときは、区は設備や職員の体制などについて一定の基準に適合しているかどうかを審査し、基準を満たすと認められるときは認可する。その設備や運営の基準は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例および児童福祉法で定めている。なお、認可基準の概要は「2 練馬区地域型保育事業の認可基準」のとおり。

「確認」とは

給付の実施主体である区が、認可事業者を、地域型保育給付の支給に係る事業を行う者として確認することを言う。確認は、地域型保育事業を行う事業所ごとに利用定員を定めて行う。確認した後の地域型保育事業者を「特定地域型保育事業者」という。

2 練馬区地域型保育事業の認可基準

事業類型	定員	職員配置基準	職員資格	保育室	給食	
小規模保育事業	A型	6～19人 1	保育所の配置基準+1名	配置基準の10割が保育士 2	0・1歳児： 3.3㎡/1人 2歳児以上： 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
	B型	6～19人 1	保育所の配置基準+1名	配置基準の6割以上が保育士 2 保育士以外には研修を実施します。		
	C型	10人 または 15人	0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者 3 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	経過措置中のため、食事・ミルクは原則持参になりません。事業者によっては、給食の提供があります。
家庭的保育事業	1～5人	0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者 3 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	経過措置中のため、食事・ミルクは原則持参になりません。事業者によっては、給食の提供があります。	
事業所内保育事業	地域枠は、定員によって変わります	<定員20人以上>	保育所の配置基準	配置基準の10割が保育士 2	0・1歳児： 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
		<定員19人以下>	保育所の配置基準+1名	配置基準の5割以上が保育士 2 保育士以外には研修を実施します。	0・1歳児： 3.3㎡/1人 2歳児： 1.98㎡/1人	
居宅訪問型保育事業		0～2歳児 1：1	家庭的保育者 4	—	—	

◆給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

- 職員配置基準および保育室の面積基準を満たしている場合は、22人まで受け入れることができます。
- 保健師または看護師を1名に限り保育士とみなす特例を設けています。
- 区が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有すると区長が認める者(看護師、幼稚園教諭等)とします。
- 待機児童対策居宅訪問型保育事業については上記 3。障害児向け居宅訪問型保育事業にあつては、上記 3に加えて要件に該当する、訪問介護員等、居宅介護従業者および児童指導員も従事できる。

【参考】

保育所	20人以上	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上児 30：1	配置基準の10割が保育士 2	0・1歳児： ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上： 1.98㎡/1人	・自園調理 ・調理室 ・調理員
認定子ども園 (幼稚園型)	園による	3歳児 20：1 4歳以上児 30：1 (3歳以上児の幼稚園教育時間については35：1)	保育士、幼稚園教諭	3歳児以上： 1.98㎡/1人	・自園調理 (外部搬入可)

3 新設地域型保育事業の利用定員について

9

【小規模保育事業 A型】

	施設の状況		設置者	利用定員 (人)
	施設名	所在地		
1	ロビンフレンズ豊玉上	豊玉上2-17-1-101	(株)アセロマネージング アンドワークス	19

【家庭的保育事業】

	家庭的保育者名	住所	利用定員 (人)
1	張籠 由利	東大泉3丁目	3
2	遠藤 由恵	富士見台2丁目	3
3	中村 瑞穂	上石神井2丁目	3
4	岡村 あさ子	練馬3丁目	3

新設予定地域型保育事業分布図



小規模保育事業A型：1か所
 家庭の保育者：4か所